

佐野市水道料金審議会

第1回資料

令和8年7月16日(木) 14:00～

1. 水道料金審議会の位置づけ

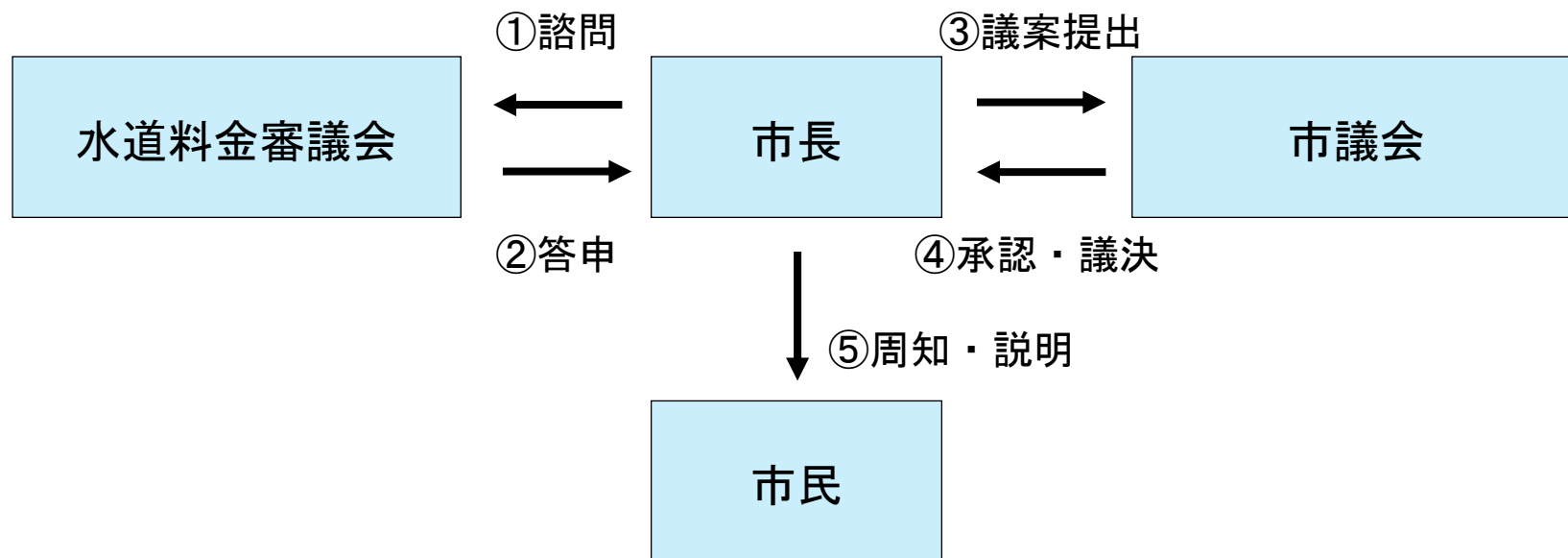


◎審議会の設置

- 水道料金等の改定に関する事項について、条例に基づき調査及び審議を行う諮問機関として審議会を設置。

◎審議会設置位置づけ

- 審議会は委員15名以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 議事は出席した委員の過半数で決する。



1. 水道料金審議会の位置づけ



◎審議会設置の背景

- 人口減少・節水志向・大口使用者の地下水使用への切替により本市の料金収入は減少傾向にあり、この傾向は今後も継続する見通し。
- 近年の物価高騰や人件費上昇、激甚災害への対策等により、水道施設の改良・更新及び新規整備に係る事業費は増加する見通し。
- 現行の料金体系では将来において事業継続が困難となる恐れがあるため、持続的な事業運営を目的とした財政健全化・基盤強化が必要である。



上記を踏まえ、持続可能な経営基盤の確保に向け、長期的な視点で適正な料金のあり方について審議をお願いするものです。

2. 水道事業の概要

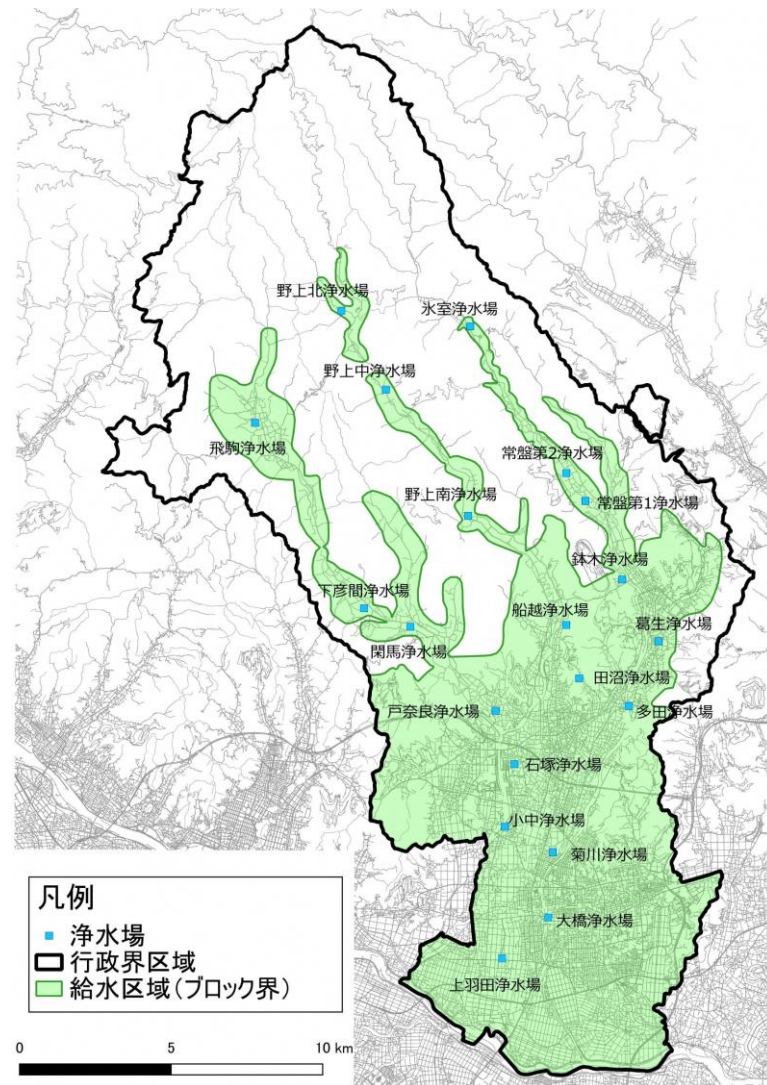


- 佐野市水道事業は20箇所の浄水場を稼働し、市内の給水区域へ水道水の供給を行っている。

地区別人口及び世帯数

地区	行政人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)
佐野地区	79,019	78,069	37,452
田沼地区	25,191	24,867	11,248
葛生地区	7,314	7,039	3,402
合計	111,524	109,975	52,102

※令和8年4月1日時点



給水区域図

3. 現行の水道料金体系



佐野市の水道料金体系	二部料金制 …基本料金と超過料金からなる。
基本料金	基本水量の設定 …20m ³ までは基本料金のみ請求。 口径別の定額料金 …水道メーターの口径に応じて決定。
超過料金	逡増型 …使用水量に応じて単価が上がる。
直近の料金改定	平成23年（平均改定率13.83%） …口径13mm、2ヶ月で40m ³ 使用した場合、3,840円から4,410円（+570円）への改定 ※消費税率引き上げによる改定を除く。

現行の水道料金体系（※2ヶ月あたり、税込）

口径	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
	水量	金額	
13mm	20m ³ まで	2,095 円	■ 21～50m ³ 126 円 50 銭
20mm		2,190 円	
25mm		2,242 円	■ 51～100m ³ 154 円
40mm		2,609 円	
50mm		3,939 円	■ 101～300m ³ 181 円 50 銭
75mm		4,662 円	
100mm		5,636 円	■ 301m ³ 以上 214 円 50 銭
125mm		7,574 円	
150mm		10,591 円	

※月の途中で水道の使用開始や休止をした場合は次のとおり

- (1) 使用水量が基本水量の4分の1以下の時は、基本料金の4分の1とする
- (2) 使用水量が基本水量の4分の1を超え2分の1以下の時は、基本料金の2分の1とする

【計算例】

口径13mm、2ヶ月で60m³使用した場合

(a) 基本料金 2,095円

(b) 超過料金

126.5円 × 30m³ = 3,795円

154円 × 10m³ = 1,540円

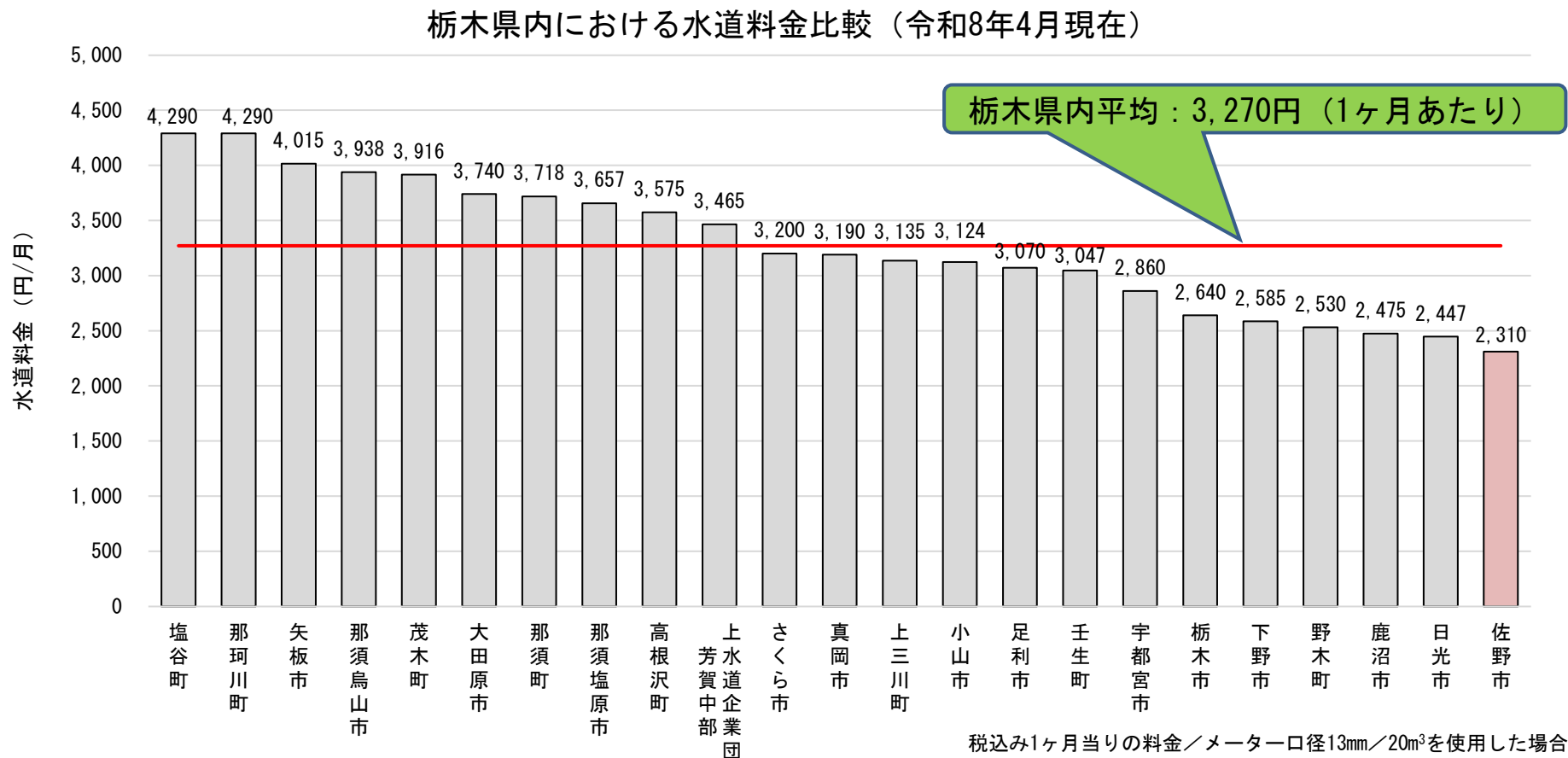
合計 = 5,335円

(a) + (b) = 7,430円

4. 栃木県内料金水準の比較



- 水道事業の運営コストは各自治体の運用方法により異なるものの、本市は県内で最も安い料金水準である（令和8年4月時点）。



※宇都宮市は令和8年10月1日より改定（上記の場合、3,608円となる）

※真岡市は令和8年10月1日より改定（上記の場合、4,631円となる）

5. 地方公営企業について



地方公共団体は、一般行政活動の他、水の供給、汚水の処理などのサービスを提供する事業活動を行っています。こうした事業活動体を総称して「**地方公営企業**」と呼んでおり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものである。

代表的な地方公営企業の例



公営企業は、地方財政法第6条において「特別会計を設けて、経費の負担区分を明確にした上で、独立採算制を基礎とする企業」と定義されている。



水道事業は、税金に頼らず水道使用者より徴収した料金収入等によって運営されなければならない。
(=**独立採算制の原則**)



水道使用者

料金収入



水道事業

料金収入で負担すべきでない費用について、一般会計等からの繰入により負担することとなっている。(=経費負担の原則)



一般会計等

繰入



公営企業 (特別会計)

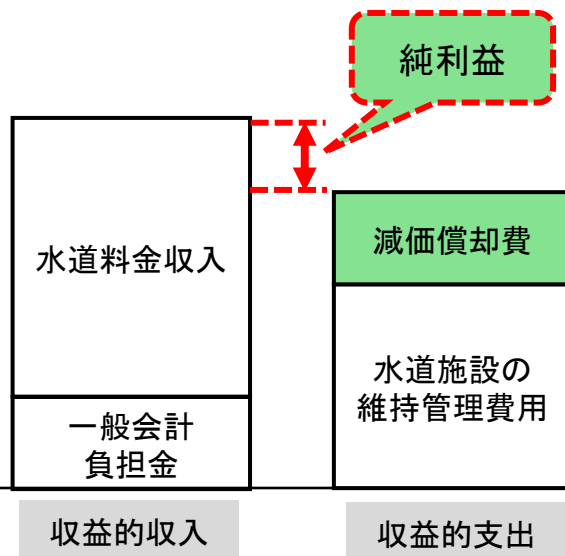
6. 公営企業会計の仕組み（資金循環）



- 公営企業会計は、収益的収支と資本的収支で構成される。

【収益的収支】

水道水を供給して得られる収益（料金収入等）とそれに要した費用



水道事業会計の仕組み（参考）

補填財源

利益（純利益）の積立や、減価償却費の計上によって生じた資金

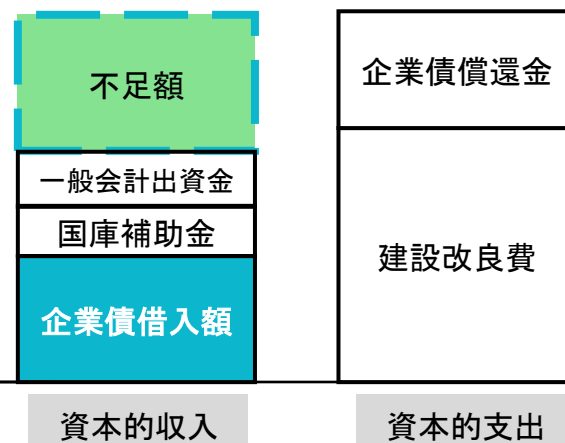
減債積立金
建設改良積立金

損益勘定留保資金

利益は、施設等の建設や更新のための費用となる

【資本的収支】

将来の営業活動を行うための水道施設・管路の建設・更新のための支出（建設費）や企業債の元金償還と、その財源である収入（企業債等）



事業経営により獲得した資金を施設整備に投資し、さらなる料金収入の獲得を目指すことで**資金循環**を行っている。

6. 公営企業会計の仕組み（資金循環）



減価償却費とは？

高額で長期間使用する施設などは、買った年に全額を費用に計上するのではなく、価値が年々減少していくものとして、その減少分を毎年費用として計上する

例) 自動車を300万円で購入した場合

1 購入したとき



支出 300万円

会計上の費用 0円

300万円の自動車が手に入るので、この時点では費用はかかっていないと考える。

2 1年後

価値は約250万円に



価値の減少額

$(300\text{万円} - 250\text{万円}) = 50\text{万円}$

↓
減価償却費として
費用に計上する。

3 さらに年数が経つと

価値はさらに減少



その年の価値の減少分
を毎年、費用として
計上する。



ポイント

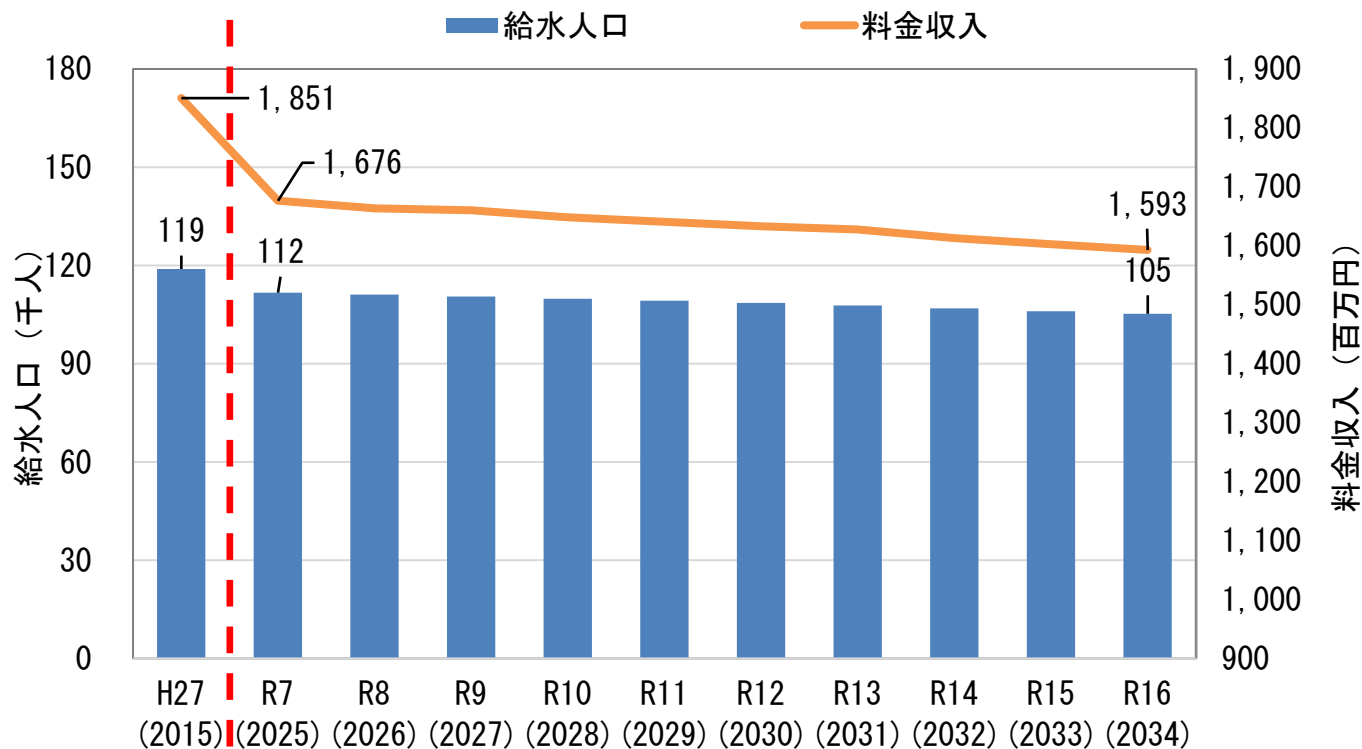
減価償却費は費用
として計上するが
実際の現金の支出
は伴わない



7. 給水人口、料金収入の見通し



- 給水人口の減少に伴い、事業運営の大部分に充てられる料金収入も同様に減少する見通しである。
- 節水機器の普及、大口使用者の地下水使用への切替により、使用水量が減少していることも料金収入の減少の要因となっている。



平成27 (2015) 年度時点

給水人口	119 千人
料金収入	18.5 億円

令和7 (2025) 年度時点

給水人口	112 千人
料金収入	16.8 億円

令和16 (2034) 年度時点

給水人口	105 千人
料金収入	15.9 億円

給水人口および料金収入の推移

8. 水道施設・管路の老朽化の見通し

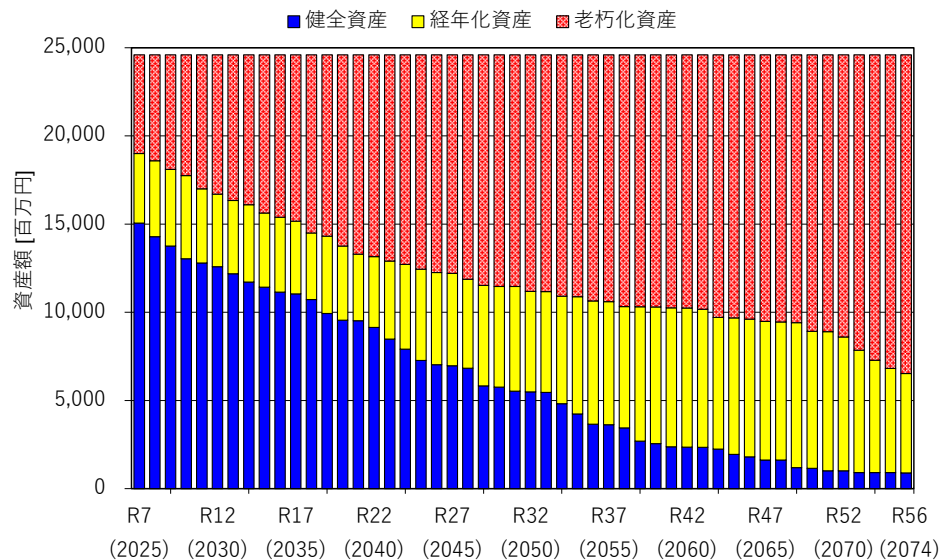


- 計画的な更新を行わない場合、老朽化が急速に進む見通し。

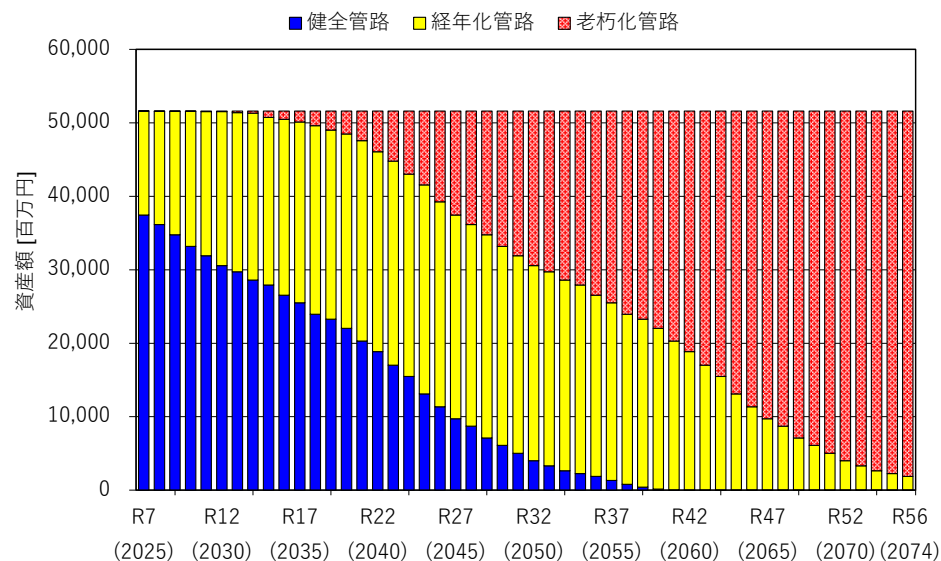
※健全：法定耐用年数を経過していない

※経年化：法定耐用年数を経過

※老朽化：法定耐用年数を1.5倍経過



今後10年間にける更新を行わない場合の
構造物及び設備の健全度



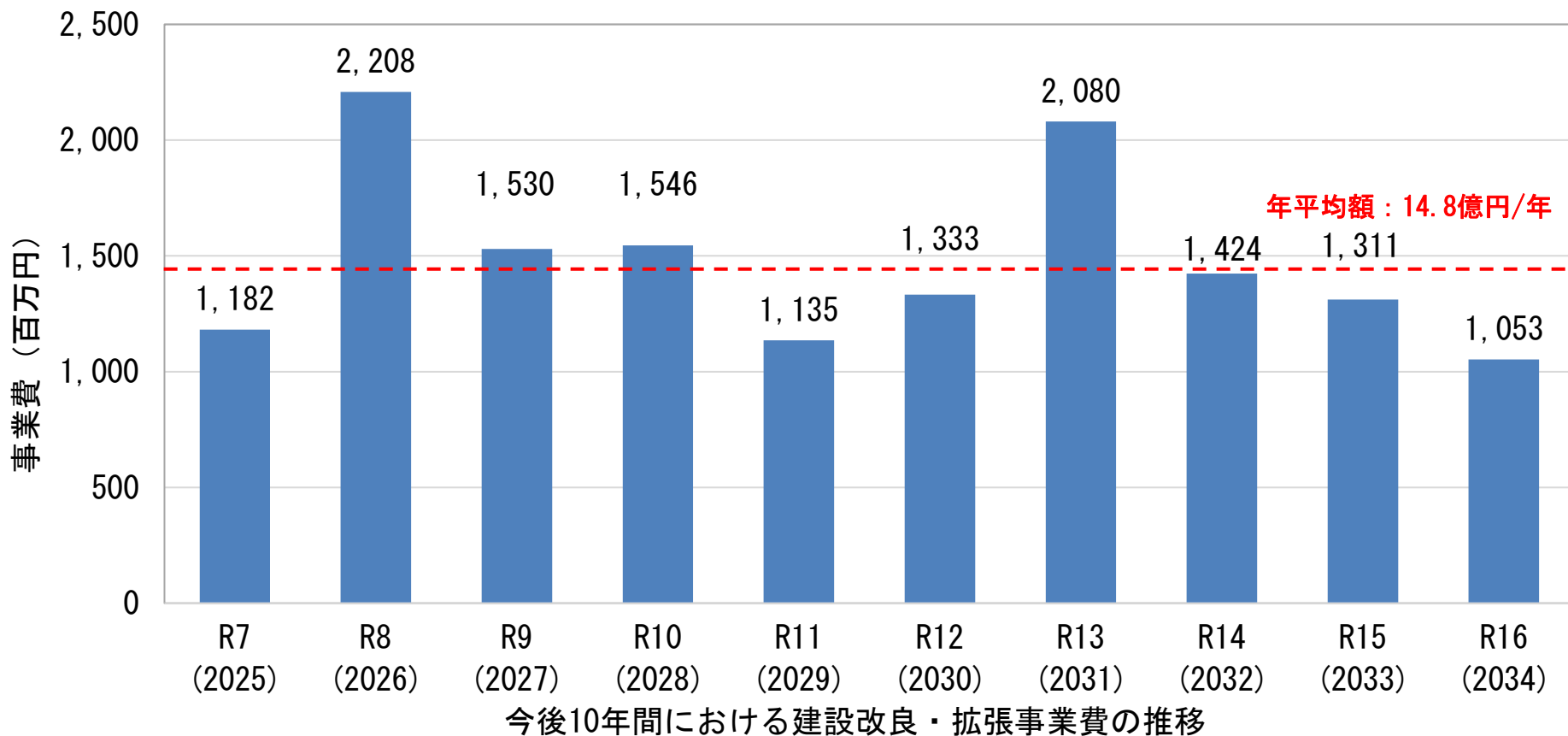
今後10年間にける更新を行わない場合の
管路の健全度

今後、多額の費用をかけて、更新工事をより一層行う必要がある

9. 建設改良費の見通し



- 老朽化した水道施設の更新などを目的とした建設改良に要する費用は今後10年間で約148億円に及ぶ見通し。

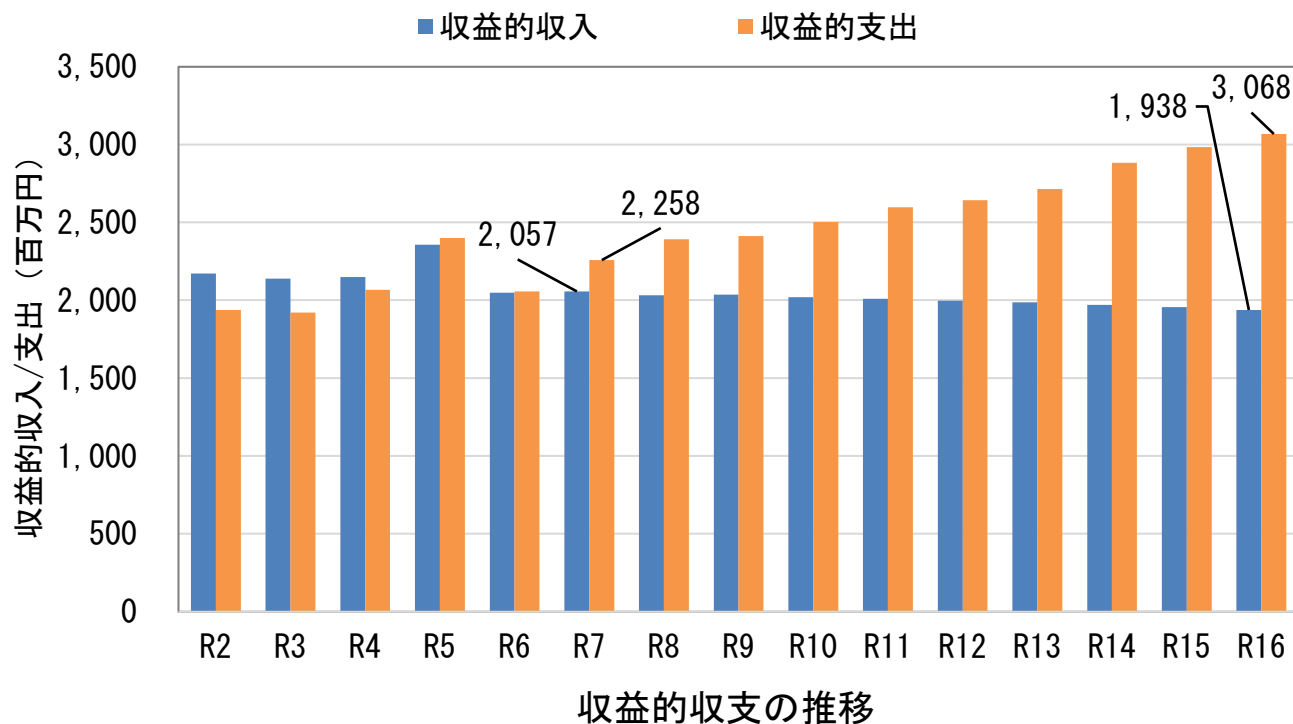


水道水を安定供給するために必要な費用であるため、**財源の確保**が必要

10. 収益的収支の見通し



- ・ 水道施設の老朽化に伴う維持管理費の増加等に伴い、支出は増加傾向にある。
- ・ 純損失が継続して発生し、損失額は拡大していく見通し。



令和7（2025）年度時点

収益的収入*1	20.6 億円
収益的支出*2	22.6 億円
純損益*3	△ 2.0 億円

令和16（2034）年度時点

収益的収入*1	19.4 億円
収益的支出*2	30.7 億円
純損益*3	△ 11.3 億円

*1経営活動に伴う料金を主体とした収益。

*2日常的維持管理等に伴う費用を主体とした支出

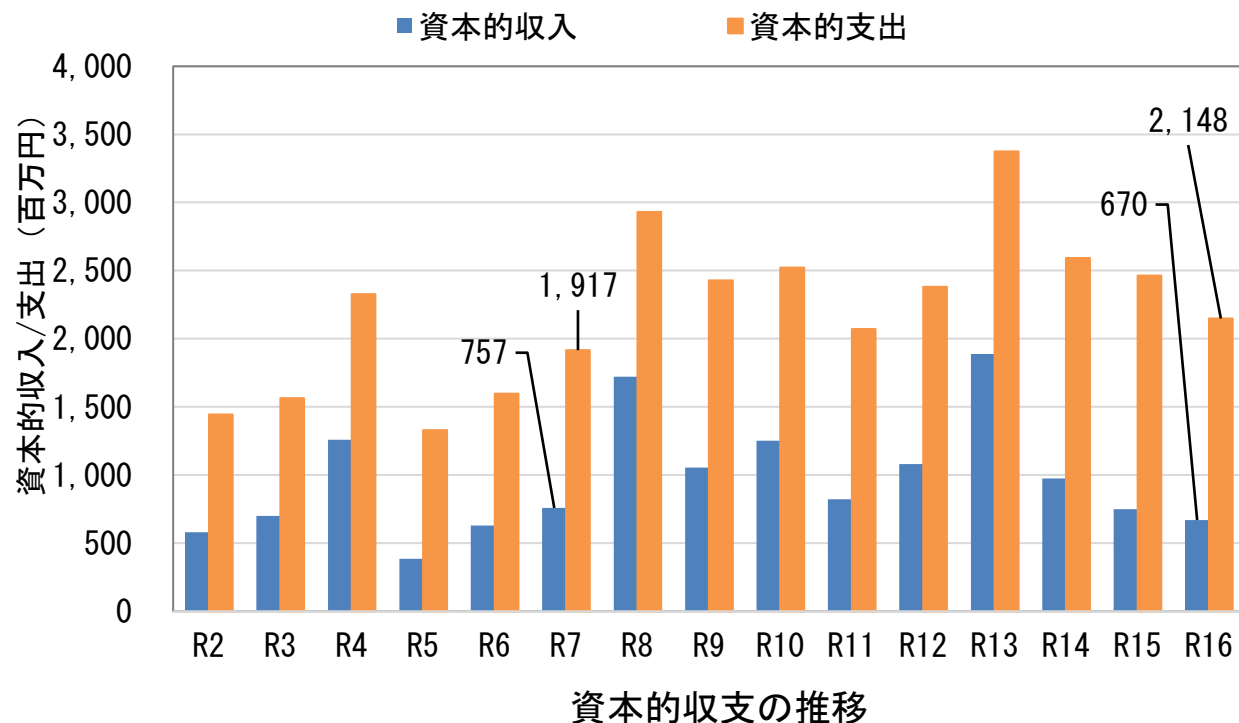
*3総収益及び総費用の差額

純利益は建設改良費等の財源であり、
赤字の継続により事業の継続が困難になる。

1 1. 資本的収支の見通し



- 建設改良費の需要増大に伴い、資本的収支不足額が拡大する見通し



令和7（2025）年度時点

資本的収入*1	7.6 億円
資本的支出*2	19.2 億円

令和16（2034）年度時点

資本的収入*1	6.7 億円
資本的支出*2	21.5 億円

*1建設投資等の財源となる収入。

*2主に施設整備・拡充等に係る現金支出。

純利益が確保できない状況が続くと補填財源が不足し、
資本的支出を賄うことが困難になる。

1 2. 企業債残高等の見通し



◎企業債とは

- 水道施設の建設や改良に充てるために発行する借金のこと、国や銀行などの公的・民間資金を借り入れることで資金を調達する。
- 水道施設は世代を超えて使用する施設が大半であり、財源として企業債を発行することで、必要な資金を長期的に繰り延べ、世代間の公平性を図ることができる。

【企業債の活用による影響】

メリット

資金調達が容易

- ・ 事業に必要な資金を一度に調達が可能

負担の平準化

- ・ 事業費を複数年で支払うことができる

デメリット

償還（返済）の負担

- ・ 将来的な返済が財政を圧迫する可能性

財政の硬直化

- ・ 償還額が増加すると、柔軟な事業運営が困難

12. 企業債残高等の見通し



◎企業債残高対給水収益比率とは

- 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模、企業債が経営に及ぼす影響を表す指標。
- 比率が高いほど将来の返済負担が重くなり、経営の自由度が下がる。

本市の指標

- 500%を超過しないこと

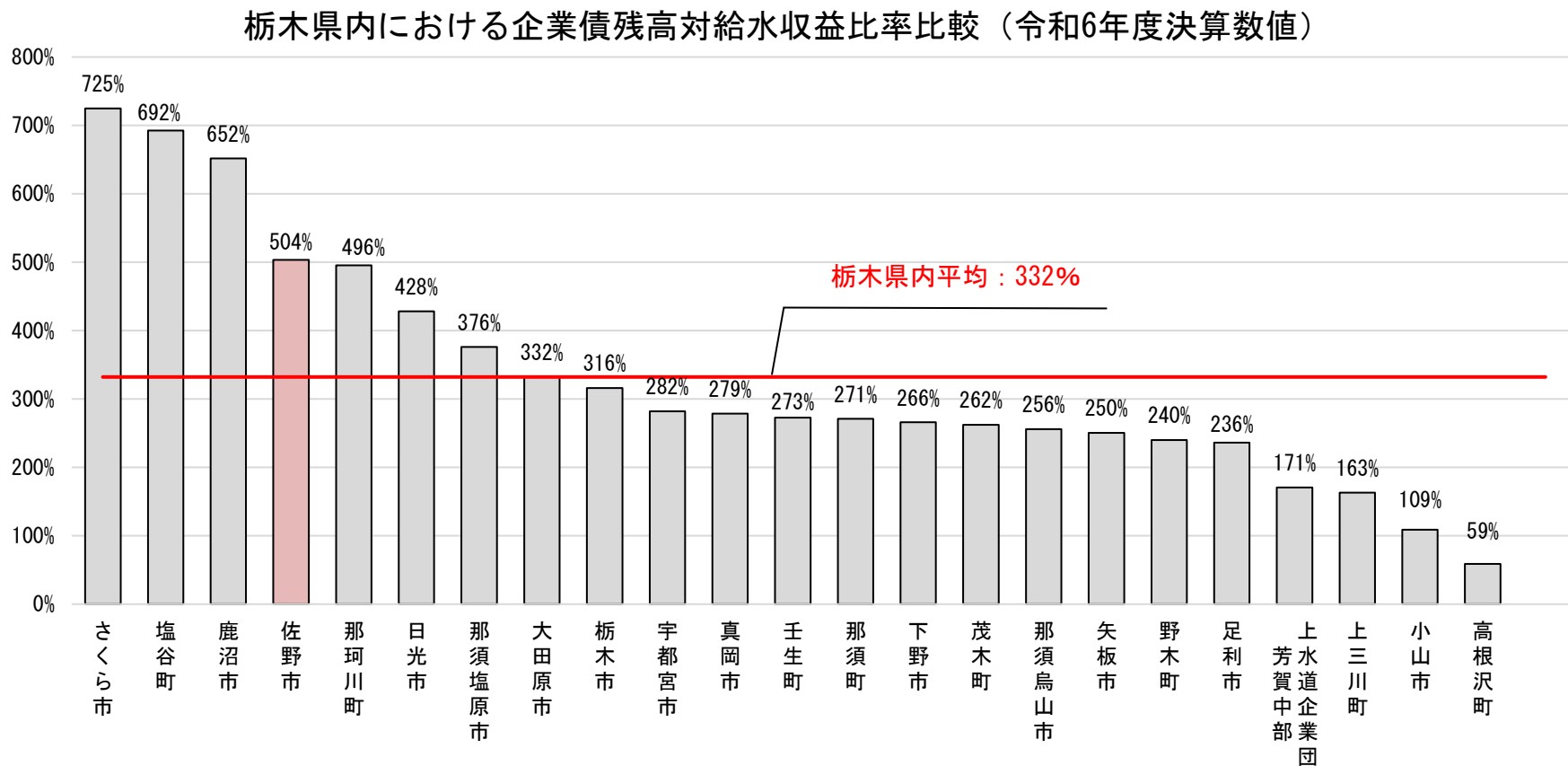
500%を超過しないことの理由

- 令和6年度決算数値（504%）よりも悪化させない水準。
- 将来の施設更新を進めるためには、一定程度の企業債の活用が必要である一方、将来の返済負担を過大に残さないため。
- この指標を大幅に改善しようとする、急激な値上げ幅の料金改定が必要となり、市民生活に大きな影響を与えてしまうため。

12. 企業債残高等の見通し



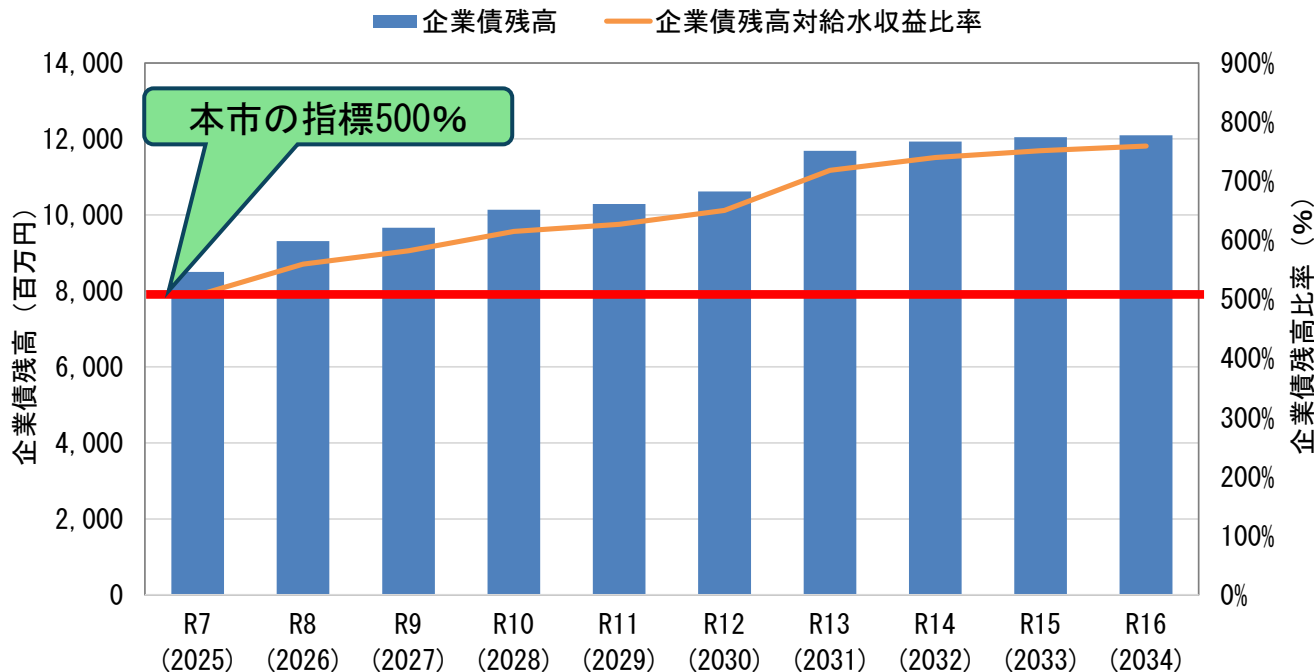
◎栃木県内企業債残高対給水収益比率比較（令和6年度決算数値）



12. 企業債残高等の見通し



- 企業債残高が増加する見通し。
- 事業運営のための**財源不足**や、**将来の利用者への負担増加**が懸念される。



令和7 (2025) 年度時点

企業債残高	85.0 億円
企業債残高対給水収益比率*	507 %

令和16 (2034) 年度時点

企業債残高	121.0 億円
企業債残高対給水収益比率*	760 %

*給水収益に対する企業債残高の割合を示す。
(企業債残高) ÷ (給水収益) × 100により算出。

今後10年間ににおける企業債残高および
企業債残高対給水収益の推移

企業債償還額は増加し返済の負担が大きくなるため、
経営を圧迫する可能性が高まる。

1 3. 資金残高の見通し



◎資金残高とは

- これまでの利益等を積み立てて、手元に確保している資金の残高。
- 水道事業を運営していくための運転資金。
- 資本的収支の不足額の補填原資となる。
- 大規模災害等、緊急時の対応のため、蓄えられている現金

本市の指標

- 最低限確保すべき資金残高として１０億円としている。

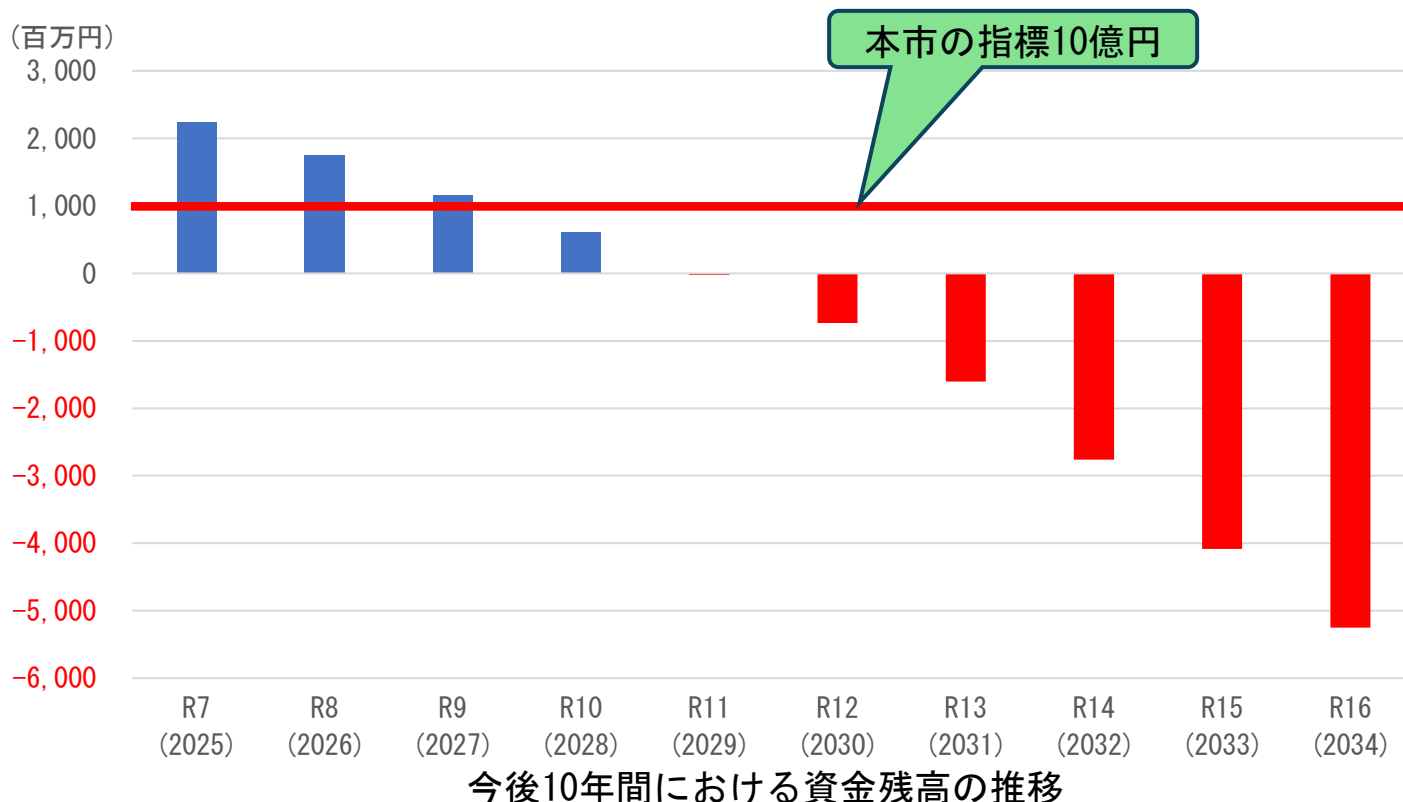
最低限確保すべき資金残高として１０億円とした理由

- 工事完了払、企業債償還金の支払などが集中する３月において、一時的に８億円程度、資金が減少することが見込まれるため。
- この指標（１０億円）よりも高く設定してしまうと、急激な値上げ幅の料金改定が必要となり、市民生活に大きな影響を与えてしまうため。

1 3. 資金残高の見通し



- 収支バランスの悪化等に伴い、新たな資金残高の積み上げが困難となる。
- 最低限確保すべき資金残高（10億円）を下回る見通し。
- R11に資金不足となり、不足額が拡大する見通し。

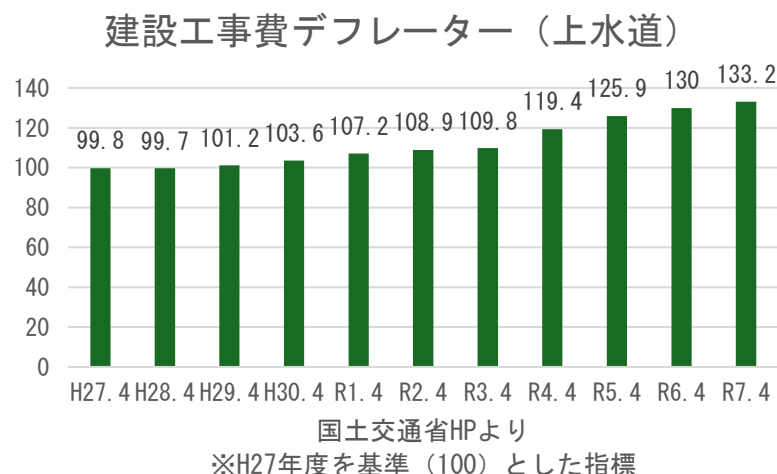
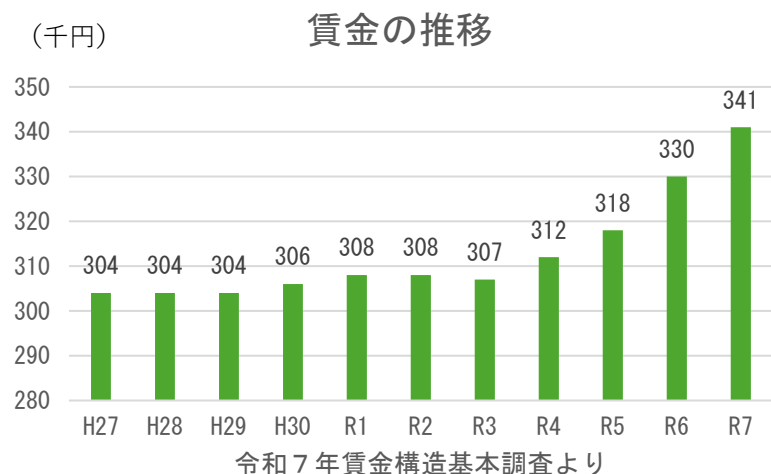
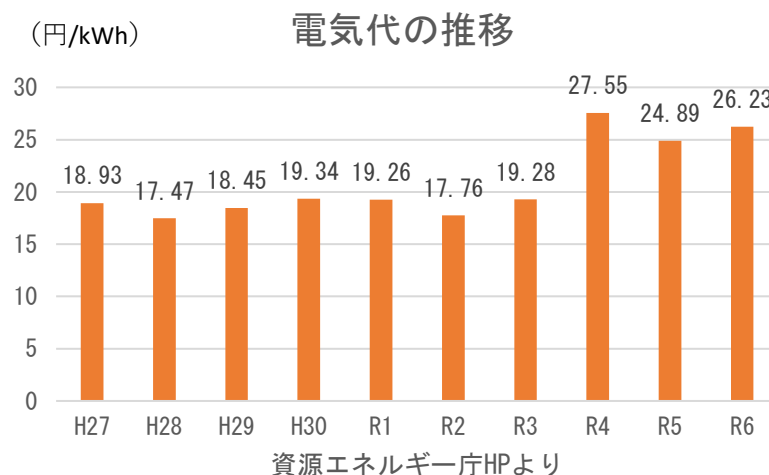
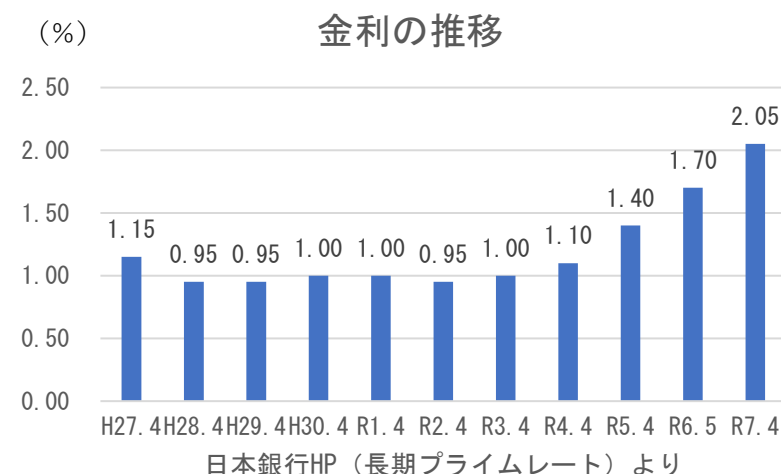


水道事業を運営するための資金が不足し、
水道水を供給することが困難となる

1 4 . 物価上昇に伴う水道事業への影響



- 金利、電気代、賃金、工事費は、いずれも近年増加傾向にあり、今後も同様の傾向が継続することが見込まれる。
- これらの増加が水道施設等の維持管理費の増加の要因となっている。



15. これまでの経営改善（経営努力）に向けた取り組み

項目	内容	効果
水道事業の統合（H29）	9つの簡易水道事業を水道事業へ統合	国庫補助金をこれまでに約1億円確保
水道料金等徴収業務委託（H19～）	徴収業務等を民間事業者へ委託	年間約4,000万円の経費削減
浄水場等運転管理業務委託（H25～）	浄水場の管理業務等を民間事業者へ委託	年間約2,500万円の経費削減
アセットマネジメントの充実（H27～）	施設等の更新計画の策定	資産価値の最大化 経費削減
水道施設規模の適正化（ダウンサイジング）	将来の水需要に合わせて施設能力を適正化（ダウンサイジング）	経営基盤の強化 経費削減
広域連携の検討	県南自治体と広域化に向けた情報交換会を実施	経営基盤の強化 経費削減



人口減に伴う収益の減少、施設の老朽化に伴う負担の増額などに対し、様々な経営努力を行ってきたが、**経営努力だけでは対応が困難な状況**

1 6. 水道料金改定が必要となる主な要因



(1) 給水人口・料金収入の減少

- 本市の給水人口及び給水量は減少傾向にある。給水量の減少に伴い、事業運営の大部分に充てられる料金収入も同様に減少する見通しである。

(2) 財政収支バランスの悪化

- 料金収入の減少に対して、水道施設の老朽化に伴う修繕費の増加や物価上昇等の影響などにより収支バランスが悪化
- 料金収入の見通しを踏まえると、中長期的な事業運営の観点より、適切な料金収入をもって事業運営を行う必要がある。

(3) 適切な水道施設の整備

- 安全・安心な水道水を安定供給するために、老朽化した水道施設の更新・改良を行う必要がある。



経営努力を行ってなお、発生する財源不足を解消するためには、事業運営の持続を目的とした財政健全化、基盤強化のために料金改定が必要

17. 水道料金改定を先送りにするリスク



施設・管路の経年化が進む中で、
施設・管路の更新や耐震化を先送りになると…

リスク
増大

①漏水事故等による断水や濁水発生

②地震等の災害発生時の被害の深刻化

▼佐野市における漏水事故の状況▼



17. 水道料金改定を先送りにするリスク



【近年の主な地震及び豪雨災害】

発生時期	災害名	主な事象	断水戸数
平成28年4月	熊本地震	震度6を超える地震が複数回観測	約44.6万戸
平成30年7月	平成30年7月豪雨	西日本を中心にライフラインに甚大な被害	約26.3万戸
平成30年9月	北海道胆振東部地震	北海道で観測史上初めて震度7を記録	約9.4万戸
令和元年9月	房総半島台風	千葉県を中心に停電や断水が長期化	約14.0万戸
令和元年10月	東日本台風	14都県に災害救助法が適用，死者100人超	約16.8万戸
令和4年3月	福島県沖の地震	宮城県，福島県で最大震度6強を観測	約7.0万戸
令和6年1月	能登半島地震	石川県能登地方を震源とし，最大震度7を観測	約13.6万戸



近年、全国各地でライフラインを脅かす地震や豪雨などの自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しているなか、**災害に強く、強靱な水道**を確立していくことが求められる

18. 水道料金改定の進め方



◎水道料金改定に係る基本方針

(1) 料金改定の目的

- 現行料金における財政計画上に不足する額の解消を図り、財政基盤の強化を図ること。

(2) 料金算定期間

- 令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間とする。

(3) 料金改定時期

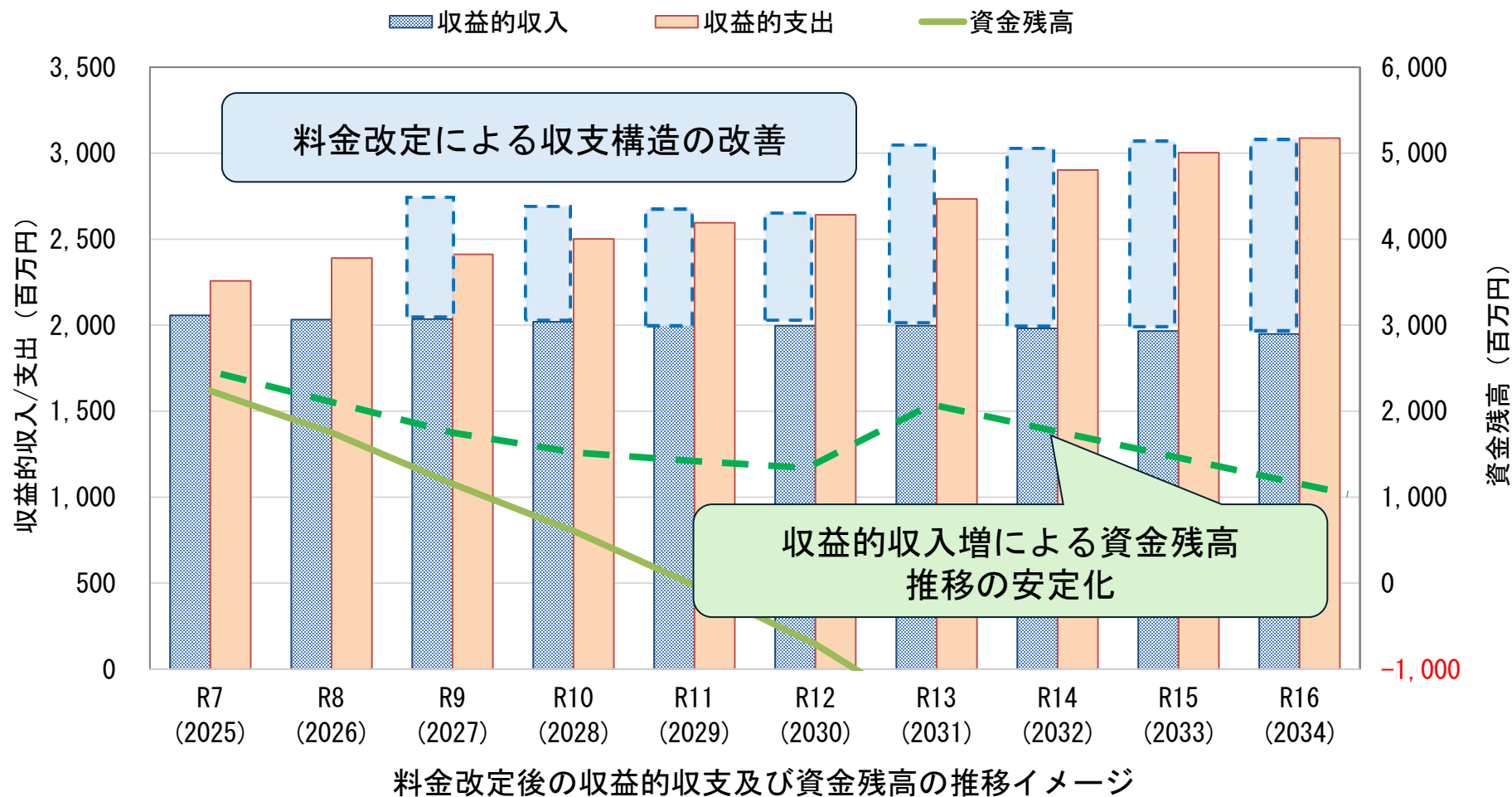
- 令和9年7月1日以降の料金に適用する。

18. 水道料金改定の進め方



◎料金改定の目的

- 料金改定の目的は、現行料金における財政計画上に不足する額の解消を図り、財政基盤の強化を図ることとする。



18. 水道料金改定の進め方



◎料金算定期間とは

- 水道料金を設定する際に、将来の収支見通しを見込みながら、どのくらいの期間その料金を適用するかを定める期間。
- この期間の収入と支出のバランスを見通したうえで、適正な料金水準を算定する。

＜料金算定期間＞

- 料金算定期間は、算定時から概ね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。
- 定期的に料金改定の検討を行うことが重要である。

※水道料金算定要領（日本水道協会）より抜粋

今回の検討では料金算定期間を
令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間とする。

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
現行料金 →	R9.7.1～ 新料金			
	料金算定期間 (令和9年度～令和12年度)			

18. 水道料金改定の進め方



◎料金改定時期

- 料金改定は、令和9年7月1日以降の料金に適用する。

令和8年				令和9年	
7月	8月	10月	11月	2月	7月
第1回審議会	第2回審議会	第3回審議会	第4回審議会 答申書提出	条例改正案上程	新料金適用

検針月		令和9年度							
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
奇数月 検針	検針・請求	● 3～4月利用分		● 5～6月利用分		● 7～8月利用分		● 9～10月利用分	
偶数月 検針	検針・請求		● 4～5月利用分		● 6～7月利用分		● 8～9月利用分		● 10～11月利用分

令和9年7月 水道料金改定

：新料金

検針期間の使用開始日が
7月1日以降となる最初の請求



現行料金での財政見通し

- 料金収入が減少する一方、老朽化した施設の更新需要は増加が見込まれ、多額の費用が必要となることなど、経営環境は年々厳しさを増している状況

対策

- 安定的な経営を継続するためには、料金改定が必要
- 逼迫した財政状況と利用者への周知期間を勘案し、令和9年7月の料金改定とする

20. 今後の予定



項目	日程	議事内容
第1回審議会	令和8年 7月16日（木） （今回）	水道料金改定の必要性
第2回審議会	令和8年 8月26日（水） （予定）	- 経営安定化のために必要な改定率の検証 - 総括原価方式に基づく改定率 - 料金体系の検討
第3回審議会	令和8年 10月22日（木） （予定）	- 料金体系の検討 - 答申書（案）の作成
第4回審議会	令和8年 11月19日（木） （予定）	- 第1回から第3回の審議会のまとめ - 答申書（案）の確認 - 答申書の確定
答申書提出	令和8年 11月26日（木） （予定）	会長から市長へ答申書の提出